解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年五月十一日門真市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十六日

大阪府門真市末広町四三番一号

門真市中町土地区画整理組合

代表清算人　川村　光壽

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年三月三十一日理事三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十六日

佐賀県杵島郡大町町大字福母二一一六番地

学校法人慈雲学園

清算人　吉田　興禪

第八期決算公告

平成三十年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・円

資産の部	
流動資産	五三、〇七五、六〇五
固定資産	四八三、五六二
資産合計	五三、五五九、一六七
負債及び正味財産の部	
流動負債	一一、三四五、二八四
固定負債	一、二〇六、〇〇〇
正味財産	四一、〇〇七、八八三
負債及び正味財産合計	五三、五五九、一六七

平成三十年四月二十一日

茨城県つくば市天久保二丁目一番一七号

特定非営利活動法人つくば臨床検査教育・研究センター　理事長　鈴木　悦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市宮城野区岩切字今市一〇番地、最後の住所宮城県仙台市宮城野区鶴ケ谷東二丁目一四番二〇号

被相続人　亡　阿部　榮夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十六日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目五番三一号

シエロ仙台ビル四階

相続財産管理人　司法書士　稲辺　博幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区神谷三丁目一七番地二、最後の住所埼玉県蕨市塚越五丁目五〇番一六号

ハイツ西川口四〇三号

被相続人　亡　尾谷　英一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三―一九　新高砂ビル三階　浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河原崎友太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市大字上一六七一番地一、最後の住所埼玉県北本市朝日二丁目二三八番地

ワコーレＲＧ北本Ｇ―五〇八

被相続人　亡　渡邊　里司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十六日

事務所埼玉県川口市芝新町五番地の一　Ｓ　Ｋビル六階Ｃ号室　わらび法律事務所

相続財産管理人　弁護士　織田　恭央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区堀切一丁目四番、最後の住所東京都葛飾区柴又五丁目一三番一号さくらビレッヂ一〇四

被相続人　亡　工藤　博伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十六日

事務所東京都新宿区新宿六丁目二八番八号　ラ・ベルティ新宿一〇階渡邊洋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邊　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂二丁目一七番、最後の住所埼玉県草加市氷川町二一三五番地一二ロー

ヤルシティ草加第二―五〇四号

被相続人　亡　溝呂木雄浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十六日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング一一一区丸ビル綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関谷　文隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区西大沼二丁目三五〇九番地四二、最後の住所静岡県熱海市春日町六番二二号熱海ビラ八〇七号室

被相続人　亡　髙田　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十六日

事務所静岡県駿東郡長泉町下土狩二〇番地の三　山光ビルＡ棟五〇三　三島永山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永山　合歓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市中区平田町一二〇番地、最後の住所浜松市中区元浜町三二七番地

被相続人　亡　神谷　友治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十六日

浜松市中区田町二三〇番地の一七田町ファーストビル五階　田畑・岩田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岩田　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市奥町字畑中三六番地、最後の住所愛知県一宮市西五城字中切浦五番地一シャトレ愛松尾西Ⅱ六〇六号

被相続人　亡　瀧本　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十六日

愛知県一宮市本町四―一―三ＩＴＫビル五〇二　フロイデ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺本　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市南区内田橋二丁目二九番、最後の住所名古屋市南区内田橋二丁目二九番三号

被相続人　亡　増田　匡克

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十六日

名古屋市中区丸の内二丁目一番三六号　ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル六階　住田正夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊地　隆太

第７期決算公告

平成30年5月16日　静岡県富士市西柏原新田201番地

パーパスマーケティングジャパン株式会社

代表取締役社長　髙木　裕三

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,517	流動負債	1,949
固定資産	198	固定負債	46
		株主資本	611
		資本金	310
		資本剰余金	124
		その他資本剰余金	124
		利益剰余金	176
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	166
		（うち当期純利益）	(65)
		評価・換算差額等	108
		その他有価証券評価差額金	108
資産合計	2,716	負債・純資産合計	2,716